

七ツ森小学校学校いじめ防止基本方針（概要版）

1. いじめ防止への基本方針

学校教育目標に掲げる「明るく思いやりのある子ども」を育成することにより、いじめを生まない環境を築き、すべての児童が安心して学校生活を送ることができる教育活動を推進します。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に全力で取り組みます。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【「いじめ防止対策推進法」第2条 H25 年法律第71号】

3. 未然防止のための取組

- ☆学年・学級経営の充実
 - ・児童との信頼関係の育成
 - ・児童相互の「絆づくり」
- ☆自己有用感・自尊感情を育む
 - ・一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動
- ☆分かりやすい授業
 - ・基礎基本の定着
 - ・学習に対する達成感・成就感
- ☆道徳教育や体験活動の充実
 - ・豊かな情操や道徳心を培う
 - ・対人関係能力の素地を養う
- ☆児童会活動の充実
 - ・異学年交流「たてわり集会」等
 - ・委員会活動
- ☆保護者・関係機関等との連携
 - ・情報交換
- ☆教職員研修の充実
 - ・いじめに関する指導力の向上

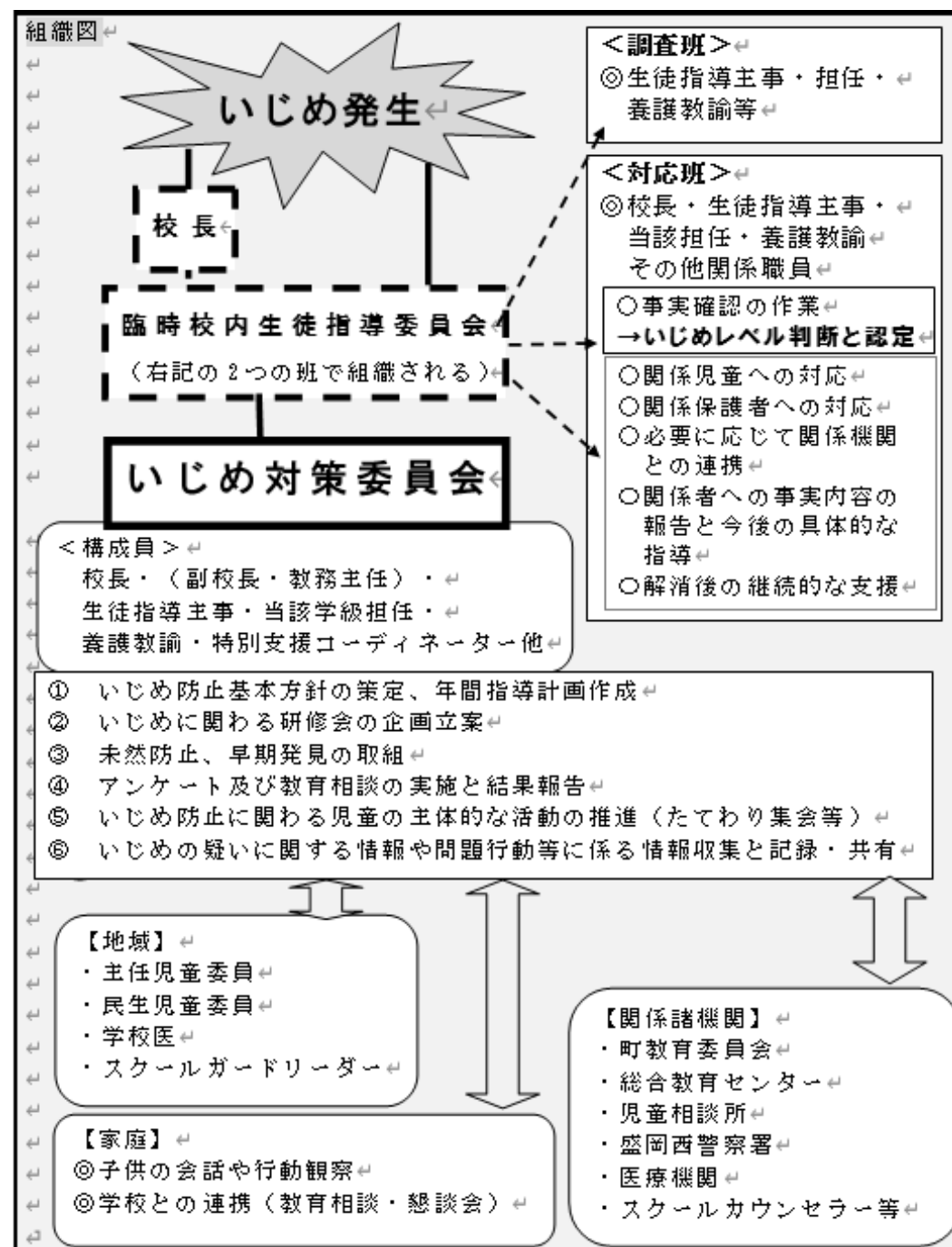
4. 早期発見のための取組

- ☆児童と教職員の信頼関係づくり
 - ・相談しやすい関係づくり
- ☆児童の日常観察
 - ・教室での児童の表情への配慮
 - ・休み時間等での行動への配慮
- ☆教職員の予防的介入
 - ・いじめの兆候への速やかな対応
- ☆地域・関係機関との情報交換
 - ・地域や学童クラブとの情報交換
- ☆定期的なアンケートの実施
 - ・いじめに関するアンケート（児童・保護者 6月・10月）
- ☆教育相談の充実
 - ・スクールカウンセラーによる教育相談（年2回）
 - ・相談フォームの常時開設

相談窓口

◆いじめの相談
七ツ森小学校
019-692-0571
（全教職員が対応）

5. いじめ防止等の対策のための組織



◆ふれあい電話（岩手県総合教育センター） ☎0198-27-2331
◆ふれあい電話（盛岡教育事務所） ☎019-629-6745
◆いじめ相談電話（県教委学校教育室） ☎019-623-7830
◆子ども人権110番（盛岡地方法務局） ☎0120-007-110